

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	ACSAに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化及び拡充				
2	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="375 329 406 398">①</td> <td data-bbox="413 329 576 398">政策評価の対象税目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 407 406 472">②</td> <td data-bbox="413 407 576 472">上記以外の税目</td> </tr> </table>	①	政策評価の対象税目	②	上記以外の税目	(軽油引取税:外)(地方税3)
①	政策評価の対象税目					
②	上記以外の税目					
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】				
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>自衛隊は、自らが使用する船舶の動力源に用いる軽油を調達する際には、地方税法附則第12条の2の7第1項第1号に基づき、令和6年3月31日までの間、課税免除の特例措置を受けているが、当該特例措置の下で調達した軽油(以下「免税軽油」という。)を第三者に譲渡する場合には、同法第144条の3第1項第3号に基づき、軽油引取税が課税(みなす課税)されるとともに、同条第3項に基づき、当該譲渡に先立って都道府県知事の承認を得ることとされている。</p> <p>これに対し、豪州(平成25年1月)、英国(平成29年8月)、フランス(令和元年6月)、カナダ(令和元年7月)及びインド(令和3年7月)との物品役務相互提供協定(以下「ACSA」※という。)が発効したことを受け、平成27年度から順次、地方税法附則第12条の2の7第6項及び地方税法施行令附則第10条の2の2第11項に基づき、令和6年3月31日までの間、それぞれのACSAの下で自衛隊が保有する免税軽油を外国軍隊に提供した場合には、課税免除の特例措置(譲渡に先立って得る都道府県知事の承認の免除を含む。以下同じ。)を受けているところである。</p> <p>※ACSA: Acquisition and Cross-Servicing Agreement</p> <p>《要望の内容》</p> <p>既に締結しているACSAは、10年間の有効期限を設けているものの、いずれかの当事国政府が終了の意思表示をしない限り自動延長するもので時限的な活動ではないことから、ACSA締結国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図るためには、地方税法上の課税免除の特例措置についても恒久的に受けることが必要不可欠である。</p> <p>このため、地方税法附則第12条の2の7第6項において、「令和6年3月31日まで」とされている適用期限を廃し、地方税法本則における当該特例措置の恒久化を要望するものである。</p> <p>さらに、新たなACSA締結に向けた動きとして、現在、ドイツ政府との間で、日独ACSA締結のための政府間の正式交渉を実施しているところである。今後、ドイツとのACSAが発効した場合には、自衛隊とドイツの軍隊との協力を円滑に実施するため、当該協定の下での免税軽油の提供についても課税免除の特例措置を受けることが必要不可欠であり、そのためには、地方税法施行令附則第10条の2の2第11項に規定する国際約束として当該協定を追加する必要がある。このため、令和6年度末までにドイツとのACSAが発効する場合には、同項に当</p>				

		<p>該協定を追加し、課税免除の特例措置の適用対象を当該協定の下での免税軽油の提供にも拡大するよう、特例措置の拡充を要望するものである。なお、ACSAの下で自衛隊が保有する免税軽油を外国軍隊に提供した場合における課税免除の特例措置については、その前提となる、自衛隊が使用する船舶の動力源に係る軽油の免税措置と連動して期限付きであったが、今般、自衛隊が使用する船舶の動力源に係る軽油の免税措置について恒久化が要望されている。</p> <p>《関係条項》 地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の3、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第12条の2の7、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第10条の2の2、地方税法施行規則(昭和29年総理府令23号)附則第4条の7</p>
5	担当部局	防衛装備庁装備政策部装備政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和2年度～
7	創設年度及び改正経緯	平成27年度創設(豪) 平成29年度拡充(対象国:豪→豪、英) 平成30年度延長(3年) 平成31年度拡充(対象国:豪、英→豪、英、仏、加) 令和2年度拡充(対象国:豪、英、仏、加→豪、英、仏、加、印)
8	適用又は延長期間	船舶の動力源の軽油引取税の課税免除の特例措置と連動(恒久化)
9	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出、②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止、③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化すること。</p> <p>これらの目的の実現に資するため、緊急に発生するニーズに応じ、追加的な財政負担や都道府県知事の事前承認を要することなく、諸外国の軍隊等に対し、現場で必要となる軽油を迅速かつ円滑に融通することを可能とし、運用の柔軟性と活動の効率性を確保すること。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 国家安全保障戦略(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)(抄)</p> <p>V 我が国の安全保障上の目標</p> <p>以上のような我が国の安全保障上の課題が存在する中で、我が国が国益を確保できるようにするための我が国の安全保障上の目標を以下に示す。この目標は、上記Ⅲで示した我が国の安全保障に関する基本的な原則を踏まえたものである。</p> <p>1 我が国の主権と独立を維持し、我が国が国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続け、我が国の領域、国民の生命・身体・財産を守る。そのために、我が国自身の能力と役割を強化し、同盟国である米国や同志国等と共に、我が国及びその周辺における有事、一方的な現状変更の試み等の発生を抑止する。万が一、我が国に脅威が及ぶ場合も、これを阻止・排除し、かつ被害を最小化させつつ、我が国の国益を守る上で有利な形で終結させる。</p>

VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ

2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策

(1) 危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開

イ 自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化

我が国は、インド太平洋地域に位置する国家として、日米同盟を基軸としつつ、日米豪印(クアッド)等の取組を通じて、同志国との協力を深化し、FOIPの実現に向けた取組を更に進める。そのために、FOIPというビジョンの国際社会における更なる普遍化、自由で公正な経済圏を広げるためのルール作り、連結性の向上、各国・国際機関のガバナンスの強化、海洋安全保障の確保等の取組を拡充していく。また、経済的にも発展し、国際社会における影響力が高まっている途上国等への外交的な関与を更に強化する。そのことにより、できるだけ多くの国と共に、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化する。

さらに、同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していく。そのために、日米韓、日米豪等の枠組みを活用しつつ、オーストラリア、インド、韓国、欧州諸国、東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国、カナダ、北大西洋条約機構(NATO)、欧州連合(EU)等との安全保障上の協力を強化する。具体的には、二国間・多国間の対話を通じた同志国等のインド太平洋地域への関与の強化の促進、共同訓練、情報保護協定・物品役務相互提供協定(ACSA)・円滑化協定(RAA)の締結、防衛装備品の共同開発、防衛装備品の移転、能力構築支援、戦略的コミュニケーション、柔軟に選択される抑止措置(FDO)等の取組を進める。

○ 国家防衛戦略について(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)(抄)

I 策定の趣旨

(略)また、今や、どの国も一国では自国の安全を守ることはできない。戦後の国際秩序への挑戦が続く中、我が国は普遍的価値と戦略的利益等を共有する同盟国・同志国等と協力・連携を深めていくことが不可欠である。この協力・連携が大きな成果を収めるためには、我が国自身の努力を従来にも増して強化することが必要であり、同盟国・同志国等も我が国が国力にふさわしい役割を果たすことを期待している。我が国と、同盟国・同志国等が共通の努力を行い、更なる相乗効果を発揮することで、力による一方的な現状変更やその試みを許さないことが求められている。(略)

III 我が国の防衛の基本方針

○ 我が国の防衛目標は以下のとおり。

第一の目標は、力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出することである。

第二の目標は、我が国の平和と安全に関わる力による一方的

な現状変更やその試みについて、我が国として、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止することである。また、これが生じた場合でも、我が国への侵攻につながらないように、あらゆる方法により、これに即応して行動し、早期に事態を收拾することである。

第三の目標は、万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生じた場合には、その態様に応じてシームレスに即応し、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除することである。

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、第一から第三までの防衛目標を達成するための我が国自身の努力と、米国の拡大抑止等が相まって、あらゆる事態から我が国を守り抜く。

○ 防衛目標を実現するためのアプローチは以下のとおりであり、それぞれのアプローチの中で具体的な手段を示すものとする。

第一のアプローチは、我が国自身の防衛体制の強化として、我が国の防衛の中核となる防衛力を抜本的に強化するとともに、国全体の防衛体制を強化することである。

第二のアプローチは、同盟国である米国との協力を一層強化することにより、日米同盟の抑止力と対処力を更に強化することである。

第三のアプローチは、自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために協力する同志国等との連携を強化することである。

3 同志国等との連携

第三のアプローチは、同志国等との連携の強化である。力による一方的な現状変更やその試みに対抗し、我が国の安全保障を確保するためには、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々と連携を強化することが極めて重要である。その観点から、FOIPというビジョンの実現に資する取組を進めていく。

まずは、日米同盟を重要な基軸と位置付けつつ、地域の特性や各国の事情を考慮した上で、多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進していく。その際、同志国等との連携強化を効果的に進める観点から、円滑化協定(RAA)、物品役務相互提供協定(ACSA)、防衛装備品・技術移転協定等の制度的枠組みの整備を更に推進する。

オーストラリアとの間では、インド太平洋地域の「特別な戦略的パートナー」として新たな「安全保障協力に関する日豪共同宣言」で方向付けたとおり、日米防衛協次に次ぐ緊密な協力関係を構築し、外務・防衛閣僚級協議(「2+2」)を含む各レベルでの協議、共同訓練、防衛装備・技術協力等を深化させる。また、RAA等の整備を踏まえ、オーストラリアにおける訓練の実施やローテーション展開等を図り、事態生起時には、我が国、米国及びオーストラリアが協力することも念頭に置きながら、相互に協議し、後方支援や情報共有等を中心に連携する。こうした事態への効果的な対応を確保する観点から、平素より運用面の協力の範囲、目的及び形態に関する議論を推進する。

インドとの間では、特別戦略的グローバル・パートナーシップを構築しており、戦略的な連携を強化する観点から、「2+2」等の枠組みも活用しつつ、海洋安全保障やサイバーセキュリティ等を始めとする幅広い分野において、二国間及び多国間の軍種間交

流等を更に深化させるとともに、共同訓練、防衛装備・技術協力等を推進する。

英国、フランス、ドイツ、イタリア等との間では、グローバルな安全保障上の課題のみならず、欧州及びインド太平洋地域の課題に相互に関与を強化する。その上で、北大西洋条約機構(NATO)等による米国との同盟関係を基軸として、緊密な協力関係を構築し、「2+2」等の各レベルでの協議、共同訓練、次期戦闘機の共同開発を含む防衛装備・技術協力、艦艇・航空機等の相互派遣等を実施する。その際、共同で実施する北朝鮮に向けた瀬取り監視やソマリア沖・アデン湾における海賊対処を通じて連携を強化する。

NATO及び欧州連合(EU)との間では、これら欧州諸国との二国間関係を基礎として、国際的なルール形成やインド太平洋地域における安全保障への関与に関して連携を強化していく。

韓国との間では、北朝鮮による核・ミサイルの脅威に対し、日米同盟及び米韓同盟の抑止力・対処力の強化の重要性を踏まえ、日米韓三か国による共同訓練を始めとした取組により日米韓の連携を強化する。

カナダ及びニュージーランドとの間では、インド太平洋地域の課題に更に連携して取り組むため、各レベルでの協議、共同訓練・演習、二国間で連携した第三国との協力等を推進する。(略)

○ 日米物品役務相互提供協定(平成29年4月25日)(抄)

このような枠組みを設けることが、相互の後方支援について、日米防衛協力のための指針において言及されている二国間協力の実効性に寄与することを認識し、このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊が行う活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。

○ 日豪物品役務相互提供協定(平成29年9月6日)(抄)

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍が実施する活動であって、国際の平和及び安全に対する国際連合憲章に従った両当事国政府による更なる積極的な貢献を追求するものにおいて、それぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進することを理解して、次のとおり協定した。

○ 日英物品役務相互提供協定(平成29年8月18日)(抄)

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及び連合王国の軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。

○ 日仏物品役務相互提供協定(令和元年6月26日)(抄)

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びフランス共和国の軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。

		<p>○ 日加物品役務相互提供協定(令和元年7月18日)(抄) このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びカナダ軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。</p> <p>○ 日印物品役務相互提供協定(令和3年7月11日)(抄) このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びインド軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企(防)第168号。令和5年3月29日)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標: ①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出、②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾、③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除</p> <p>政策分野: 1 我が国自身の防衛体制の強化(国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取り組み)、2 同志国等との連携(同志国等との連携)</p> <p>施策: (上記1について)国際平和協力活動等、(上記2について)共同訓練・演習</p>
	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ACSAの下での自衛隊による免税軽油の提供については、我が国と他国との物品・役務融通の円滑化というACSAの趣旨に鑑み、軽油引取税(みなす課税)を課すことは適当でなく、課税負担や都道府県知事の事前承認に係る調整なく迅速に軽油を提供することにより、ACSA締結国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図る。 (※軽油提供ニーズは緊急に発生するものであり、定量的な測定指標[軽油提供回数や提供量]を設定することは困難である。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、ACSA締結国の軍隊に対し、追加的財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整なく軽油を提供することができ、ACSA締結国との安全保障協力の推進に資することとなるとともに、円滑なオペレーションの実施に寄与し、ひいては安全保障環境の改善につながる。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p>○ 令和2年度:167.00kl(キロリットル) 日仏ACSAの下でのフランス軍への免税軽油提供実績 167.00kl(キロリットル)</p> <p>○ 令和3年度:3,091.00kl(キロリットル) 日豪ACSAの下でのオーストラリア軍への免税軽油提供実績 1,579.00kl(キロリットル) 日仏ACSAの下でのフランス軍への免税軽油提供実績 1,218.00kl(キロリットル) 日加ACSAの下でのカナダ軍への免税軽油提供実績 294.00kl(キロリットル)</p> <p>○ 令和4年度:4,561.30kl(キロリットル) 日豪ACSAの下でのオーストラリア軍への免税軽油提供実績 2,533.70kl(キロリットル) 日英ACSAの下でのイギリス軍への免税軽油提供実績 374.50kl(キロリットル) 日加ACSAの下でのカナダ軍への免税軽油提供実績 818.55kl(キロリットル) 日印ACSAの下でのインド軍への免税軽油提供実績 834.55kl(キロリットル)</p> <p>ACSAの下での軽油の提供は、緊急に発生するニーズに基づくため、将来の適用数の推計は困難である。</p>
		② 適用額	<p>○ 令和2年度 @32,100円 × 167.00kl = 約5.361(百万円)</p> <p>○ 令和3年度 @32,100円 × 3,091.00kl = 約99.221(百万円)</p> <p>○ 令和4年度 @32,100円 × 4,561.30kl = 約146.418(百万円)</p> <p>ACSAの下での軽油の提供は、緊急に発生するニーズに基づくため、将来の適用額の推計は困難である。</p>
		③ 減収額	<p>○ 令和2年度 @32,100円 × 167.00kl = 約5.361(百万円)</p> <p>○ 令和3年度 @32,100円 × 3,091.00kl = 約99.221(百万円)</p> <p>○ 令和4年度 @32,100円 × 4,561.30kl = 約146.418(百万円)</p> <p>ACSAの下での軽油の提供は、緊急に発生するニーズに基づくため、将来の減収額の推計は困難である。</p>

		<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>ACSAの下での免税軽油の提供については、課税免除の特例措置を講じることで、追加的な財政負担と都道府県との事前調整なく、現場で迅速に軽油を融通することが可能となり、ACSA締結国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善が図られている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本租税特別措置により、ACSA締結国に対する軽油の提供を追加的な財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整による時間の消費なく実施できることとなり、より一層の活動の効率性の向上や、それによる当該国との安全保障協力の進展に資する。</p> <p>仮に、租税特別措置が実施されない場合、ACSA締結国の軍隊に対する緊急時の迅速な軽油の提供に支障が生じ、当該ACSA締結国との安全保障協力が後退するおそれがある。</p>
		<p>⑤: 租税減を是認する理由等</p>	<p>ACSA締結国の軍隊に対し税負担なく迅速に軽油を融通することで、当該ACSA締結国との安全保障協力が進展するとともに、国際緊急援助活動等において自衛隊や相手国軍隊の活動の効率性が向上し、安全保障環境が改善される。喫緊のニーズに対応した軽油の提供による安全保障協力の進展や各国との信頼・連携の深化の効果は大きく、軽油引取税の減収額を上回る政策上の利益を得ることができる。</p> <p>また、この効果は、全自治体・全住民に及ぶものである。</p> <p>更に、部隊が活動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが原則であり、ACSAの下での軽油の提供は、原則として喫緊のニーズが発生した場合に限られるため、その提供量・減収額ともに過大なものとなることは想定されない。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>ACSA締結国の軍隊に対する軽油の提供を円滑化することで得られる安全保障上の利益は、全自治体、全住民に及ぶものであり、租税特別措置等によって措置することが妥当である。</p> <p>また、我が国と他国との物品・役務融通の円滑化というACSAの趣旨に鑑みれば、ACSA締結国の軍隊への免税軽油の提供につき、軽油引取税(みなす課税)及び都道府県知事の事前承認を免除することには妥当性がある。</p> <p>加えて、ACSAの下での軽油提供のニーズは緊急に発生するため、あらかじめその数量を決定することが不可能であり、軽油引取税の税額分をあらかじめ予算措置により確保することも困難であり、税制上措置することが妥当である。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>他国との間で物品役務相互提供協定が締結されることを前提に、同協定に基づき行われる物品又は役務の相互の提供については、既存の同種の協定において認められる範囲内で消費税を課さないこととされている。(平成24年度税制改正大綱)</p> <p>重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成11年法律第60号)、重要影響事態等に際して</p>

		<p>実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第145号)、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成16年法律第113号)又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成27年法律第77号)に基づき外国の軍隊等に提供される免税軽油については、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととされている。(平成29年度税制改正大綱)</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>ACSAの下で円滑に物品・役務を提供できる環境を整えることによる安全保障上の利益は、全地方公共団体に及ぶ。</p>
12	有識者の見解	<p>本事業の必要性等について異論はない。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>令和2年度(ACSAに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の拡充)</p>